

加入している医療保険の資格情報がわかるものとは？

令和6年12月2日から健康保険証がマイナ保険証に移行することに伴い、健康保険証に代わり下記のとおり書類などを提示していただく必要があります。

※令和6年12月1日時点でお手元にある有効な被保険者証は、最長1年間（令和7年12月1日まで）使用可能です。

① 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している場合

特に提示していただく書類はありません。

② 国民健康保険・後期高齢者医療保険以外の健康保険に加入している場合

加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」を提示してください。

なお、「資格情報のお知らせ」については加入している医療保険の保険者にお問い合わせください。

③ 上記①または②による方法で健康保険資格の確認ができない場合

■マイナンバーカードと健康保険証を紐付けている場合

マイナポータルにアクセスできる端末（スマートフォンなど）とマイナンバーカードを持参ください。

なお、マイナポータルの画面を印刷したものを提示いただく場合は、下部の【印刷時の参考例】を参考にしてください。

■マイナンバーカードと健康保険証を紐付けていない場合

加入している医療保険の保険者から交付された「資格確認書」を提示してください。

なお、「資格確認書」については加入する医療保険の保険者にお問い合わせください。

【印刷時の参考例】

① マイナポータルにログインし、『健康保険証』を押す。

② 『資格情報』欄を全て印刷する。

（必ず1枚の用紙内に収めていただく必要はありません。）

